

令和2年4月14日

診療科各位

薬剤部長 鈴木昭夫

電話処方で行う際のコメント記載のお願い

現在、電話処方による院内処方箋の発行の際に、当該の処方が電話診療による電話処方なのか、あるいは受診した外来患者への手渡しでの処方であるのかが明確でないと、場合によっては患者への薬剤の交付が遅延する可能性があります。

薬剤部では電話処方の運用開始以降、院内処方箋が発行された全ての外来患者のカルテ記録を確認しております。つきましては、患者への確実な投薬のためにも、院内処方による電話処方の際には下記の例に示すように、カルテ記録の記事欄に「**電話処方**」と記載して頂きますようお願いいたします。また、郵送が必要な場合は「**郵送して下さい**」と追記して頂くと、調剤した薬剤を確実に患者宅へ配送することができます。

医師の先生方にはお手数をお掛け致しますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2020-04-13 14:25 外来 医師	
主訴	
現病歴	
身体所見	
検査所見	
A	
P	
F	電話処方、郵送して下さい。

「電話処方」と記載して下さい。

必要であれば、「郵送して下さい」と追記して下さい。

【電話処方の場合のカルテ記載例】

不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室(内線 7083)までご連絡下さい。